

「日本国JCM実施要綱（案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1．実施方法

- （1）意見募集期間：平成27年9月29日(火)から平成27年10月28日(水)まで
- （2）告知方法：環境省ホームページ、経済産業省ホームページ、電子政府ホームページ及び記者発表
- （3）意見提出方法：郵送、FAXまたは電子メール

2．意見提出数

4通（13件）

[内訳]	業界団体	1通
	企業	2通
	個人、その他	1通

3．寄せられた御意見及びそれに対する考え方
別紙のとおり

No	日本国JCM実施要綱（案）の該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全般	クレジット取引は、原始取得者と、オフセットをはじめとして自ら最終的に活用する目的を有する主体間での直接の移動（取引）がなされることを原則とすべきである（実需原則）。	ご指摘の点を踏まえつつ、JCMの制度目的を達成するために適切に運用してまいります。
2	全般	投機的な収益確保を目的とするクレジット取得は制限し、クレジット価格の乱高下を抑制することにより、真にクレジットを必要としている主体が取得し易い制度とすべきである。	ご指摘の点を踏まえつつ、JCMの制度目的を達成するために適切に運用してまいります。
3	第1条、2条、3条1項、4条1号等	日本国JCM実施にあたっては、従来JCMの対象として主として想定されてきた「ハードウェア」のみならず、海外での例に見るように、エネルギー供給サイド（電力・ガス会社等）が持つビッグデータを活用した、エネルギー消費者の省エネ行動を促すこと等により省エネ・温室効果ガス削減を達成する「ソフトウェア」による事業を、JCM事業の対象とすべきと考える。	日本国JCM実施要綱では、JCMの対象を特定の事業に限定することはしておりません。なお、二国間文書等に基づき、JCMとして適切な事業を実施していきます。
4	第10条	日本国 JCM 登録簿に開設されている法人保有口座の口座番号の開示は控えるべきである。	ご指摘の点を踏まえつつ、JCMの制度目的を達成するために適切に運用してまいります。
5	第11条	CDMと同様に、国別登録簿内の口座へ移転する前の保留口座を設けるべきである。	JCMクレジットの発行については、日本国政府及びパートナー国政府との間で設置された合同委員会の定

			める規則及びガイドライン類等に基づき事業者に発行することとなっているため、保留口座は設けておりません。
6	第20条	クレジットの振替手続きについては、移転元的意思だけでなく、移転先の受領意思を確認するプロセスも設けるべきである。	効率的な手続きを行う観点から、移転先の受領意思を確認するプロセスは設けておりません。なお、京都クレジット及びJクレジットについても同様の運用を行っております。
7	第12条2項及び第13条3項	別表第一右欄の書類の添付を求めなくとも、第11条第6項で口座開設の通知を発出しているならば、記載事項の証明の交付申請には口座開設通知書の写しを添付すれば足りるのではないか。	第12条に定める記載事項の証明の交付及び第13条に定める口座の自主的な閉鎖の申請ともに、口座保有者にとって重要な事項に係る書面による申請であることから、申請毎に別表に定める書類も御提出いただき、当該申請の内容を確認する必要があると考えております。
8 13	その他（表記ゆれや修辭上の修正等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「別添の日本国でのJCM利用に関する約款」とあるが、別添では「日本国でのJCM利用に係る約款」とあり、表記が一致していない。（第3条2項及び別添） ・「当該口座名義人の保有口座」は「当該口座名義人の法人保有口座」ではないか。（第6条5項） ・「当該通知」は「前項の通知」ではないか。（第8条3項） ・（割当量口座簿省令第15条参照。第2項は参照文書なし）という文言は不要ではないか。（第10 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条2項及び別添については、御指摘を踏まえ、別添の記載を「日本国でのJCM利用に関する約款」に修正します。 ・第6条5項、第8条3項、第10条、第15条3項及び様式については、御指摘のとおり修正します。

		<p>条)</p> <ul style="list-style-type: none">・「上記期間内にJCMクレジットの移転がなされない場合」は「上記期間内にJCMクレジットの振替の手続がなされない場合」ではないか。(第15条3項)・本文に「様式第二記録事項の変更申請書」に関する手続きを記載すべきではないか。(様式)	
--	--	---	--